

# 悪質商法に関する相談は消費生活センターへ 勧誘されてもちょっと待って！

悪質業者は手を替え、品を替え、次から次へと新たな手口でだまそうとしてきます。「絶対だまされない」「私は大丈夫」という思い込みは危険です。「私もだまされるかもしれない」と警戒心を持ちましょう。怪しいと思ったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

消費生活センター  
☎995-1854

## 相談が多いのは インターネットや多重債務に関する相談

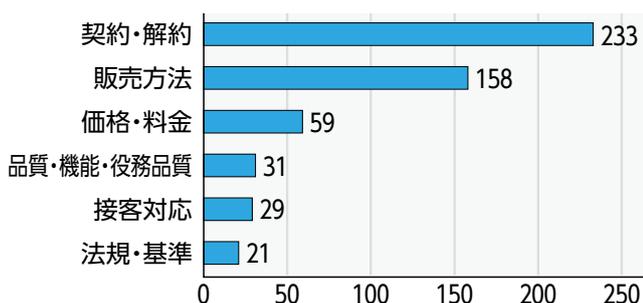
昨年度の相談件数は455件で、平成26年度より20件減少しました。最も多かった相談は、アダルト情報サイトやサイト利用料（架空）などインターネットの利用に関する相談で49件。次に多重債務に関する相談が34件と続きます。他にも、不審な電話勧誘や複合サービス会員、還付金・敷金の返還、光回線の勧誘、マイナンバー、生命保険など多種多様な相談が寄せられました。



## 相談内容は契約・解約に関する相談が最多

相談内容では、契約したけれど解約したいという相談が目立ちます。商品や役務の品質や内容に関する相談やアフターサービス、販売時の接客対応、クレーム処理などに関する相談が増えています。

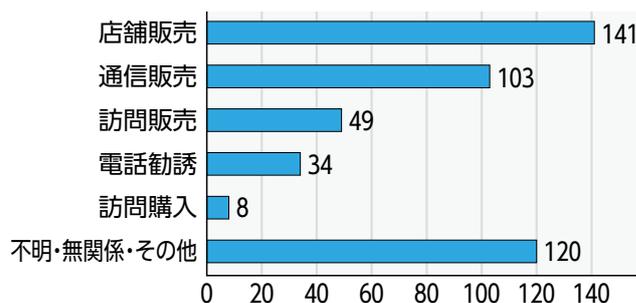
昨年度 相談内容別件数（上位6）



## スマートフォンでサイトを閲覧して トラブルになるケースも

近年通信販売の購入トラブルが目立ちます。中でもアダルト情報サイトに関する相談が多くなります。「利用料が無料と思い、サイトを進んでいくと登録となり、請求画面が表示された」「支払う前に業者に連絡したら、払うよう強く言われ困っている」などの内容です。スマートフォンでサイトを閲覧してトラブルになるケースも多いです。

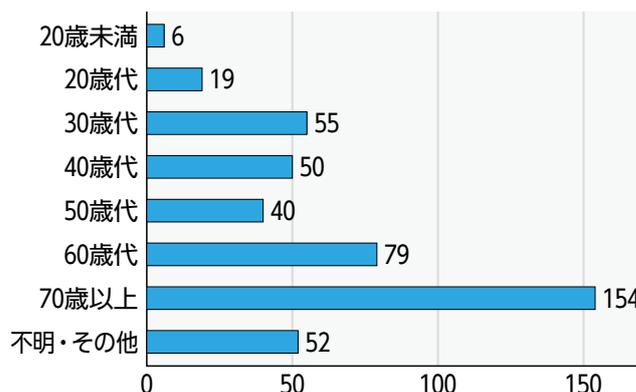
昨年度 販売購入形態別相談件数



## 60歳以上の相談が全体の半数以上

年齢別にみると、60歳以上の相談が233人と全体の51%となっています。投資を勧める電話や封書が届いた、公的機関を名乗った還付金の連絡があったなどの相談が多く寄せられました。家にいることが多く保有資産の多い高齢者は、訪問販売や電話勧誘のターゲットになりやすいため、注意してください。

昨年度 契約当事者の年齢別件数



## 悪質商法の手口を知り 被害を未然に防止

最近の悪質商法の手口は巧妙で悪質化しています。若者から高齢者まで年齢、性別は問わず狙われています。わたしは大丈夫と思わずに悪質商法の手口を知り、被害を未然に防ぐことが大切です。困ったときは、消費生活センターへ相談してください。